

令和4年2月25日

## 【農林水産省消費・安全局からのお知らせ】

### 動植物検疫措置の徹底について

海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。悪質な持込みと判断したら警察に通報します。違法な持込みにより、逮捕された人もいます。

このため、海外から日本へ肉製品や果物・野菜等を持ってこないでください。詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

- 動植物検疫関係（畜産物及び植物輸入関係）のリーフレット  
来日するあなたへのお願い

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-JP.pdf>



連絡先：農林水産省 動物検疫所／植物防疫所

<http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>